

社会保険料（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料） 支払額照会・納付済書の請求について

令和8年1月
長野市

社会保険料（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料）支払額について、本年度は令和8年2月2日（月）から3月16日（月）まで、次のとおりのお取り扱いとさせていただきます。

1 書面による請求

窓口、郵送共通の取り扱い

「請求書」により、担当まで御請求をお願いします。（下記担当どちらでも構いません。）
件数が多い場合は、請求書の記載内容が記された「名簿」を別途添付してください。
なお、請求書には、被保険者のフリガナは必ず記入してください。また、保険料の種類は該当するものに印をつけてください。

（1）窓口請求の場合

御請求により、「保険料納付済書」を窓口でお渡し又は後日事務所宛に郵送します。

（件数が5件以下の場合はその場でお渡ししますが、5件を超える場合はお預かりとさせていただき、後日、お渡し又は郵送させていただきます。）

なお、御請求の際、「税理士証票（事務所職員の方の場合は、税理士証票の写し及び事務所発行の身分証明書）」を御提示くださいようお願いいたします。

また、郵送による返送を希望される場合は、「返信用封筒（表書き・切手貼付したもの）」を御用意ください。上記確認後、該当の保険料全ての「保険料納付済書」を郵送します。

（2）郵送請求の場合

御請求の際、「税理士証票の写し」と「返信用封筒（表書き・切手貼付したもの）」の同封をお願いします。上記確認後、該当の保険料全ての「保険料納付済書」を郵送します。

2 電話による照会

電話を受けた職員に被保険者（国民健康保険料は世帯主）の住所、氏名、生年月日及び保険料の種類をお伝えください。税理士様の電話番号を確認の上、折り返しご回答します。（下記担当どちらでも構いません。）

なお、原則、電話による照会は、「1回の照会につき1件」とさせていただきます。

また、税理士名簿に記載の電話番号以外の番号には、回答を控えさせていただきますのでご了承ください。

3 その他

長野市の支所への照会・請求は御遠慮ください。

お問い合わせ先（請求書送付先）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所

- ・国保・高齢者医療課 収 納 担 当（国民健康保険料）026-224-7260（直通）
- ・国保・高齢者医療課 高齢者医療担当（後期高齢者医療保険料）026-224-8767（直通）
- ・介 護 保 險 課 賦課・収納担当（介護保険料）026-224-7931（直通）